

平成28年度人権に関する国家公務員等研修会（後期）

日時：平成29年2月8日（水）

パネルディスカッション：「犯罪や非行からの立ち直り支援について」

コーディネーター

法務省保護局更生保護振興課長 稲葉保氏

パネリスト

大田区保護司会長 横山和文氏

更生保護法人真哉会補導主任 角谷奏子氏

宮城県名取・岩沼地区協力雇用主会会長、有限会社山田建設取締役会長 山田光夫氏

○更生保護に携わる人々

稲葉保氏（以下稲葉）：それではパネルディスカッションを始めさせていただきます。私は本日の進行役を務めさせていただき、法務省保護局更生保護振興課長の稲葉でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。続きまして、パネリストの方々を御紹介申し上げます。こちらから東京都大田区保護司会長、横山和文様です。

横山和文氏（以下横山）：皆様、こんにちは。大田区保護司会の会長を務めさせていただいております横山でございます。住まいは大田区、羽田空港の近くで、そこから参りました。今日はよろしくお願いいたします。

稲葉：続きまして、更生保護法人真哉会補導主任、角谷奏子様です。

角谷奏子氏（以下角谷）：皆様、こんにちは。更生保護施設真哉会の補導主任をしております、角谷と申します。今日は、どうぞよろしくお願いいたします。

稲葉：続きまして、協力雇用主の山田光夫様です。

山田光夫氏（以下山田）：皆様、こんにちは。仙台からやってきました。仙台弁と緊張のせいで、うまく話せるか心配しています。よろしくお願いいたします。

稲葉：よろしくお願いいたします。今日のテーマは犯罪や非行ということに関わる内容でございます。皆様方の中には、犯罪とか非行というものについて、一生関わらないこと、ほとんど縁のないことと考えておられる方も多いと思います。でも少し考えていただきますと、今日、この会場を出たところで暴漢にあつて被害に遭うかもしれません。あるいは休日に家族と一緒にドライブ中に、ちゃんと運転していたにもかかわらず、急な飛び出しがあつて事故に遭い、人をあやめ

てしまうといったことが起こるかもしれません。いつ何時、犯罪の被害者あるいは加害者になるかは分からないのです。

特に犯罪の加害者になった場合、そこで人生は終わってしまうのでしょうか？ そんなことはないわけですね。一生懸命反省し、罪を償い、被害者の方におわびをし、しっかりと立ち直り、やり直すことができる、そういうことが大切だと考えて私たちは仕事をしています。一度過ちを犯してもやり直せる社会を目指して仕事を進めています。

平成26年12月の犯罪対策閣僚会議の宣言においても、私たちは犯罪や非行をした人を排除したり孤立させたりするのではなく、再びやり直せるように受け入れることができる社会にしようということが述べられています。宣言では「RE-ENTRY（リエントリー）」とありますが、そういうことができる社会を作っていこうではないかということをも1つの大きな目標にして、今、いろいろな施策を進めているところです。

私は常勤の国家公務員ですが、今日は、更生保護の一翼を担っていただいている、民間の3名の方々と一緒に、更生保護についていろいろと考えていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは早速ですが、まず3名の皆様に、それぞれの御活動に携わったきっかけ、実際の活動の状況、活動を通じてのいろいろな思い等々について、お話をお聞きしたいと思います。

まずは横山さん、よろしくお願ひします。

○ある少年との5年間

横山：私は昭和59年の2月1日に保護司を拝命いたしました。ですから、今73歳ですが、保護司歴は33年ということになります。私が保護司になったきっかけですが、近所の会計事務所の税理士さんの先生が保護司をやっておられ、お前もやりなさいと言われたのです。私も青少年活動をやっておりましたので、深くは保護司さんのことは分からなかったのですがお引受けしました。

私の住んでいる大田区の人口は、世田谷区、練馬区に次いで3番目の約70万人です。皆様御存じの田園調布や雪谷という住宅地、そしてかつて漁業や海苔（のり）の養殖で栄えた羽田、大森、また大田区は物作りの町でもあり、蒲田とか下丸子というような町工場のある地帯もあります。そうしたいろいろな町が存在しておりますので、日本の縮図とも言われております。

私の所属いたします大田区保護司会は、定員が264人のところ現在は224人です。ですから充足率は83パーセントになりますが、東京都の平均が80パーセントぐらいですから、平均よりも多少多いということになります。

先ほどの映像（「チェンジング・ハート（更生保護法人日本更生保護協会）」）でも、保護司の活動を御紹介いただきましたが、保護司の仕事としては、保護観察対象者の処遇、そして犯罪予防のための地域活動があります。

対象者は、立ち直り、更生する人ばかりではなく、残念ながら再犯をする場合があります。薬

物事犯や性犯罪、そして最近が高齢者の再犯も多い傾向にあります。本人に更生意欲があっても、市民の偏見や地域の理解が得られないことで、残念ながら再犯をしてしまうというような例が多々あります。

私が扱った、最近の対象者の例について、少し述べさせていただこうと思います。昨年1月に保護観察期間を終了した少年の事例です。

仮にM君とします。私が保護観察を受け持ったとき、彼は中学3年生でした。途中少年院に入りましたが、それから5年間、19歳まで、一緒に寄り添うといいますか、一緒にずっとやって参りました。

M君は小学生の時から万引きをしていました。父親は人工透析のため自宅で療養しており仕事は持っていませんでした。母親は週3日間だけスーパーのレジ係をしており、生活費の不足分は生活保護を受給していました。家族は3人でした。小学生の頃、他の皆が塾へ行ったりスイミングスクールに行ったりあるいは好きなおもちゃを買ってもらったりしていた中で、本人はそういう記憶が全くないということでした。ですから、そういう心の闇といいますか、不満が多分あったのかなという気がします。

法務省総合研究所の調査によりますと、非行少年799名にアンケートを取った結果、「あなたはいつ初めての非行をしましたか？」という問いに対して、40パーセントが、「小学生の時」と回答したそうです。そして50パーセントが「中学生の時」ということで、義務教育の過程で90パーセントの子どもたちが——万引きとか自転車盗などですが——初めて非行をしたということになります。

M君は窃盗と暴力行為で保護観察となり、私が担当となりました。彼は中学校ではほとんど授業は受けず、給食を食べに行くだけの子どもでした。給食が終わると午後は早退し公園で仲間と遊ぶ毎日でした。保護司は保護観察対象者と毎月2回～3回、面接をします。私の方から伺うことも向こうに来てもらうこともあります。M君は、初めは無口で「はい」とか「うーん」くらいしか言いませんでした。面接日を約束しても来ない日が多かったです。雨が降れば来ない、そんな少年でした。会話の糸口を何とか探そうと思い、かつ丼が好きだということを知りましたので、かつ丼を用意したりしました。そんな関係でだんだんに打ち解けていきましたが、母親がレジ係で夜8時過ぎまで仕事をするときには、夕食はカップ麺とか、そんなものを食べていたというようなことも言っておりました。

話しているうちに野球が好きだということが分かり、何とかM君の友人関係の改善を試みようと思い、地域の少年野球の監督さんにお話ししてチームに入れもらうこととなったのですが、結局入ることができませんでした。生活が困窮して中学生生活最後の修学旅行も行けませんでした。もちろんディズニーランドに行ったこともありません。学習塾にも行くことはありませんでした。通信簿はいつもオール1でした。思うに、親が学習体験に乏しい場合には、子どもの勉強ができないことに全く危機感がなく、それが不登校や非行につながる人が多いのではないかと、そのように感じました。

彼は全日制の高校には入れませんでした。定時制高校に入学しました。ですが結局3か月で中

退し、家屋の解体作業員として勤め始めました。しかしながら中学の仲間たちは皆高校生活を送っているわけですね。ピカピカの制服を着て駅やバス停に立っている仲間たちと会うのが嫌で、毎日30分かけて作業服姿で自転車通勤する、そんな状況でした。

それでも順調に働き始めましたが、中学校卒業間際の恐喝の前歴により少年院送致となりました。少年院での6か月の生活は、自分を見つめるためには非常に良い結果となりました。やはり規則正しい生活をして、今までの不規則な生活を直して自分をしっかりと見つめることができたのだと思います。その辺で少し変わってきました。

M君が少年院から退院した後に父親が亡くなりました。家族だけの寂しいお葬式で、私も伺いました。その後は、これ以上お母さんに悲しい思いをさせないようにということ面接するたびに言い続けました。再び建設関係の仕事に就きましたが、今度は母親が軽い脳梗塞で倒れました。その後、M君本人が就労中に重機で左手の甲を挟まれるという事故に遭い、6か月ほど入院しました。

不運な境遇の連続でかなり自暴自棄の生活になった時期もありましたが、だんだん落ち着きを取り戻して、保護観察期間の5年間を乗り切りました。

M君は、今では母親の面倒を見ながら見事に自立しており、生活保護も受給せずに生活しております。修学旅行には行けませんでした。18歳の時には当時のいわゆるやんちゃな子どもたち3人で京都や奈良へ行き、遅まきながら修学旅行をしてきました。最近はスノーボードを楽しんでいるということです。5年間のM君の人生に寄り添って、様々なことがあり、また自立更生には長い時間がかかりましたが、私としては、保護司冥利に尽きると言いますか、保護司としてのやりがいを非常に感じております。

一人親や親の病気などによる家庭の貧困は、子どもの努力ではどうにもなりません。子どもは頑張っているのに普通の家庭の子どもとの間に学力の格差ができたり、あるいは進学の壁があったりします。最近は中学校において、放課後に大学生のボランティアが就学支援、学習支援をしておりますし、また、子ども食堂というのもだんだん増えてきました。しかしながら、根本的に援助するシステムが必要だと感じております。

次に、地域の更生保護の拠点であります「更生保護サポートセンター」について話をさせていただきます。

更生保護サポートセンターは、保護司会が公的機関などの一部を借用し、当番の保護司（企画調整保護司）が駐在して、保護司の処遇活動に対する支援や犯罪予防活動を行う拠点とするもので、全国に設置が進められております。平成27年度には全国の約半数に当たる446の保護司会に設置されました。大田区の場合、サポートセンターは平成15年に廃校になった小学校の跡地にあります。事務所はかつて給食の調理場だったところです。平成20年度に全国で6か所のサポートセンターが開設された中の1つで、大田区からその場所を借り受けて利用しております。週に6日間開設し、保護司が常駐しているところです。

サポートセンターでは保護観察対象者との面接を行うほか、保護司の行う処遇活動の支援や地域の関係機関との連携・推進を行っています。また、行政の施設内にサポートセンターができて

保護司が常駐し行政を始めとする地域の機関・団体に情報を発信することにより、個々の保護司が充実した保護観察を行えるようになりました。平成27年度には、関係機関との協議会や保護司の会議などに総計370名が利用しております。

大田区のサポートセンターは、保護司を一人にさせないことを重要なテーマにしております。保護司の負担感の増加を解消するためには、保護司同士のサポート体制を整えることが重要だと思います。経験豊富な保護司がサポートセンターに常駐して、保護司が処遇で悩んだときに、気軽に足を運んで相談できるようにしております。サポートセンターでは経験の浅い保護司のサポートにも力を入れており、「若鮎の会」という名称で、保護司歴の近い保護司同士が忌憚（きたん）のない話ができる場を作りました。常勤の保護司がアドバイザーとして参加し、新任保護司が相互に研鑽（けんさん）する機会を作っております。

このように更生保護サポートセンターは保護司活動を支援する上で大変有意義です。平成28年度には新たに13か所が設置されるとお聞きしております。安倍総理が提唱しているように2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会までに世界一安全・安心な国日本を実現するためにも、さらなるサポートセンターの増設をお願いしたいところです。以上が私からの御報告でございます。御清聴ありがとうございました。

稲葉：ありがとうございました。お話のケースでは、本当に不運の連続の中で、しっかりと横山さんに支えていただいて、何とか今は立派に生活を送っているということですが、お話の中で、教育や貧困の問題がありました。親が貧困であると、その影響を受けて、子どもがなかなか教育が受けられず、その後やはり就職もできず、また貧困がつながっていくというような課題も、具体例の中から示していただいたのではないかと感じております。また、粘り強い保護司さんの取組を仲間と一緒に支援していく、保護司さんの活動の拠点であるサポートセンターについても御説明を頂きました。大変ありがとうございました。続きまして、角谷さんよろしく申し上げます。

○家族ぐるみで行き場がない人を受け入れる

角谷：よろしくお願いいいたします。まず、私が更生保護施設真哉会の職員になったきっかけですが、これまで真哉会の運営を私の両親と祖父母がしてきており、住まいも真哉会に隣接していても私もその中で育ってきましたので、寮生と一緒に玄関から出入りをして、時には事務所で宿題をやったり、受験勉強をしたりというような子ども時代でしたので、進路を考えたときには自然の流れだったと感じています。今も両親と一緒にやっておりますが、これからは施設の歴史や先人たちの思いを引き継ぎながら、今後更生保護施設に求められることや、入所者に必要なことを考えながら、職員と一緒に行動していきたいと思っております。

それでは真哉会の説明に入らせていただきます。まず現状ですが、真哉会は成人男子20名の定員の施設で、足立区の小菅駅から徒歩2分の所にあります。明治38年に現在の東京拘置所である小菅監獄の所長や篤志家の方達が民家を借り受け真哉倶楽部というものを作り、小菅監獄の

釈放者を引き取ったのが始まりとされています。10年前に改築をし、それまで4人部屋だったものを入所者の生活環境の向上のために全て個室にしております。真哉会の「真哉（しんさい）」はなかなか読みづらいのですが「まことなるかな」の意味で、歎異抄からとったと言われており、自由と自治、人の和を補導理念としております。

更生保護施設というのは、簡単に御紹介しますと、刑務所を出た人たちの中で、行き場のない人や帰る場所のない人を国からの委託で受け入れている民間の施設です。全国に103施設あり、近年は高齢者や障害を抱えた人の専門施設や薬物依存の方のための専門施設があります。真哉会はその両方の指定を受けております。

職員体制ですが、私の両親が施設長と調理員をしており、私は補導主任です。また、先ほど申しました専門施設の指定を受けた際に精神保健福祉士や社会福祉士の資格を持った人を採用し、専門的な職務に当たってもらっています。さらに宿直の職員が2名とお掃除をしてくださる職員1名、合計で9名の職員体制になっています。また余談ですが、真哉会にはずっと歴代、犬がおりまして、それがとても入所者に良い影響を与えていると感じています。犬が苦手な人も中にはいますが、小さな犬なのでさほど問題もなく、優しい表情を見せてくれたり、手を差し伸べてくれたりという人が多いのです。自分が犬を飼っていた頃の話など会話に花が咲きますし、職員にとっても寮生にとっても、とても大切な存在だと感じています。

次に入所者の人たちがどのような生活をしているかということですが、集団生活なのでもちろん規則はあり、これは多少の違いはありますが、大体どこの更生保護施設でも同じような内容になっています。1日も早く自立をして健全な生活を営めるよう努力をすることが軸になっており、日課に従って規則正しい生活を送ることが求められます。真哉会では6時から朝食、その後は皆さん、お仕事に出られます。

当施設でも、協力雇用主さんやハローワークの就労支援担当者の方に大変お世話になっております。皆さん出所後は所持金がとても少ない状態で、また就職したくても受刑歴がネックになってなかなか就労しにくいという方も多いのですが、そのような状況をよく理解していただいた上で速やかにお仕事を頂いており大変感謝しております。また、退所時にはアパートを借りて自立する方が多いのですが、それができない方に寮をお世話してくださったり、その後の生活の様子も教えてくださったりします。なので、更生保護施設にとっては協力雇用主の方々には欠かせない存在だと感じています。

そして帰ってきて7時には夕食、お風呂、そしてその後は個々のプログラムや面談の時間となっており、門限は9時、消灯は10時となっています。普通の生活からすると早すぎるのではないかと感じになるかもしれませんが、これは近隣の住民の方との古くからの約束で、それを守ることで真哉会について理解いただいていると思っていますし、入所者にもそれを伝えて、今、自分たちがどうするべきなのかということをお納得してもらおうように話をしています。

そして、浪費を慎み、貯蓄を心掛けることをお願いしています。金銭管理については更生保護施設によって方針は様々かと思いますが、当施設では全ての人に全てのお金を預けなさいとは言っておりません。毎月、報告書を提出してもらいますが、その際に、明らかに貯蓄ができていな

い人や普段から浪費癖の問題がある人などには一緒に貯蓄計画を立てて関わるようにしています。規則だから貯めなさいということではなく、自立して生活を安定させるために、今その練習が必要だという視点から話をして、意識的に自分で貯蓄ができるようになることが理想だと思っています。

また、禁止事項もあります。飲酒やけんか、暴力、賭け事、お金の貸し借りなど、当たり前のことなのですが、他の人の生活の妨げになるような場合には厳しく注意をし、それでも繰り返すようなときには保護観察所の担当観察官の方に指導いただくということになります。

続きまして、当施設で行っているプログラムの内容ですが、まず薬物事犯の方のためのSMARPP-16、ダルクミーティング、NAミーティングという3つのプログラムがあります。

SMARPP-16というのはテキストを用いた認知行動療法です。

ダルクミーティングは東京ダルクの職員の人に来ていただき、1時間ほどそれまで薬物に至った経緯ですとか今の心情等話をします。薬物事犯の方は多くの場合、精神疾患、C型肝炎、HIVなど何らかの疾病を持っていますので、今後症状が悪化したときにはダルクへの入所も選択肢の1つとなるよう、実際に目で見てもらうため、職員が同行してダルクの見学もしています。

就労ができたとしても家族との関係が疎遠だったり良くない友人関係しかなかったりする人も多いのですが、NAミーティングはこうした人々に関われるように働き掛けています。NAミーティングは同じ薬物の経験を持つ人の自助グループです。全国で開催していますので、そこに参加することで薬物を再使用しないで生きていく仲間ができます。当施設では、NAのスタッフの方に来ていただき、実際にNAに関わってうまくいっているというメッセージを届けていただいていますので、施設に入所中からも仕事帰りにNAに行く方が多くなっています。

そして薬物事犯の方のため以外のプログラムとして、SST、無料法律相談会、クリニックのグループミーティングへの参加があります。

まずSSTですが、これは社会生活技能訓練です。コミュニケーションが円滑にいかなかったり、怒りのコントロールが難しかったりという人も多いので、いろいろな場面を想定して会話を練習しています。就職の際の面接の練習もそうですが、最近では、職場で何か困ったときの相談のしかたですとか、お酒の席に誘われたときの断り方などを練習しました。どのプログラムも、決して強制ではなく、お菓子を食べながらですとか、和やかな雰囲気、実質的に参加しやすい雰囲気を心掛けています。

無料法律相談会は、ボランティアの弁護士さんや司法書士さんに来ていただいて借金や養子縁組、離婚などの相談に応じていただいています。

そして、精神科のクリニックのグループミーティングに参加するように促しています。これは性犯罪の方のプログラムとして、以前は施設内で認知行動療法をしていたのですが、性犯罪の方に関しては、長く継続して自分の問題に向き合っていけるような場を作ってもらって再犯のリスクを減らしてほしいと考え、参加を勧めているものです。

退所した方々にもこうしたプログラムへの参加を促しています。少しでも参加しやすいように、微々たる額ですが交通費の1,000円をお渡ししています。プログラム以外にも、ちょっとし

た相談や履歴書を一緒に書いてくださいというような依頼で訪れる退所者も増えています。

レクリエーションの時間もあります。クリスマス会では少し普段と趣向を変えて、ビュッフェ形式でピザやチキンやケーキを食べたり、100円ショップの安いものですがビンゴの景品を出したりして、みんなで和気あいあい楽しんでいます。お正月には、おせち料理を食べる習慣がない人も多いので、おせち料理の由来などを話したりしながら、今年も頑張りましょうね、ということで職員も一緒に食べるようにしています。当施設は季節のお料理や飾りは特に心掛けております。更生保護女性会の方から定期的にお花を届けていただいております、玄関には本当にいつも絶やすことなくお花があるので、寮生も私たち職員もとても癒やされています。やはり生活する環境の雰囲気というのはとても大切だと感じています。

真戔会には、どのような人が入所しているかといいますと、平成27年度には76名が入所していますが、何度刑務所に入ったかという入所度数では、1回だけという人が30人で、再犯を繰り返している人が半数以上になっています。

罪名、犯罪の内容ですが、薬物処遇重点実施施設なので覚せい剤が多いのですが、覚せい剤の方は再犯を繰り返すうちに家族や友人とも離れてしまい、暴力団や薬物の売人に親和せざるを得ない人も多くなっています。真戔会は罪名で受入れを拒否することはありませんのでいろいろな罪名の人がいます。性犯罪が多いのは真戔会の特徴かもしれません。性犯罪の方は、事件の内容から家族の元を頼れない人や地元を頼りづらい人も多いので、積極的に受入れをして更生につなげたいと考えております。

最後に、入所者がどのように退所していくかという点ですが、大体の方が円満に、アパートに自立したり、寮にお世話になったりということで退所していくのですが、そのときの心身の状況が良なくて、就労の継続が難しいという人もおり、自立支援施設などの福祉施設に入所する人もいます。事故退所する人もいます。事故退所というのは当施設に在所中に身柄を拘束されて退所となったケースですが、昨年度は2名だったところが今年度は残念ながら5名ほど多くなってしまって、今のところ7名事故退所ということになっています。

コミュニケーションに難があったり心の余裕がなかったりということで、私たちの指導や助言を受容できない人もいますし、皆さん2～3か月しか在所しておりませんので、その間に自立するために一生懸命お金を貯めても、本当にお金を30万円なり貯めて自立していくというのはなかなか大変なように見受けられます。皆さんの仕事は大体建築現場の作業等の肉体労働なのですが、早朝から残業までこなして、多少体調が悪くても頑張っている姿というのは本当に感心させられます。生きづらさといいますか、社会生活に困難を感じる人が多いことも実感しております。

更生保護施設ですので、退所後は関わりがなくなってしまう人がほとんどですが、孤立して再犯することのないようにと願っています。私たちに今できることはまだ模索中なのですが、もっともっと電話やメールなどで相談を受けやすい環境を作りたいですし、ちょっとしたことでも来所して相談してもらえようような体制を、まだまだ整えていかなければならないと考えています。相談できる場所、頼れるところをなるべく伝えたいと思っています。連携していただいている福祉関係の方などにはこれまでも大変お世話になっておりますが、ますますこれからも連携を強

めていきたいと考えています。私は以上です。

稲葉：ありがとうございました。本当に横山さんも角谷さんもさらっと報告をしていただいておりますが、どれぐらい大変なことかということが皆さんに伝わっているのか心配になるぐらいさらっとお話しになるので、どういうふうに説明しようかなと思っています。特に角谷さんの方は、1つ屋根の下で一緒に生活をしながら家族ぐるみで施設を運営し、その中でいろいろなプログラムを実施したりしていただいております。更生保護施設は、犯罪や非行をした人、刑務所から出た人、少年院から出た人等々を受け入れていただくことを法務省が認可した施設ですが、最近、既存の施設の中で、この部屋だけはそういう人のために使うという運用形態の施設、自立準備ホームというものもございます。これは保護観察所に登録をしていただいて、その部屋だけをお借りして、面倒を見ていただくという施設です。いろいろな形態がありますが、そうしたところでも、更生保護施設と同じように同じ屋根の下で家族と一緒に生活することになります。私が先日訪問した、河島さんという人がやっている「道のオアシス」というところでは、本当に自分のお子さん、お孫さん、配偶者の方と同じ場で食事をし、同じ場で寝起きをするというふうに家族として過ごしておられます。家族ですから時には非常に厳しいわけですが、基本的には愛情に基づいているので大変優しい部分もあり、まさに分け隔てなく接するということなのです。そうした実践をされているというのが角谷さんの御報告で、そのような施設に、彼らがまず生活をする場所を提供していただいているということです。

引き続き、もう1つ大きな柱は就労です。住む場所だけでは生きていけませんので、働く場を作っていただいています。今日は宮城県の名取市からおいでいただきました。震災の被害もあり大変な中で、一生懸命私たちの犯罪や非行からの立ち直り支援に携わっていただいております。それでは山田さん、よろしくお願ひします。

○仕事こそ立ち直りの鍵

山田：宮城県名取・岩沼地区協力雇用主会から参りました有限会社山田建設取締役会長山田光夫です。本日はこのような高い席にお呼びいただきありがとうございます。心より感謝申し上げます。

私は35年前に解体工事業の会社を創立しました。突貫工事が多く、早出や残業、夜間工事もあり、そして危険な仕事ですが、どういうわけか暴走族や若い職人さんには人気がありました。暴走族が仲間を呼び、またその仲間が仲間を呼び、気付けば輪ができていて、この若者たちには本当に助けてもらいました。そんなある日、暴走族担当の保護司さんから、「うちの子どもたちが大変お世話になっております。仲間の保護司が、対象者が働く場所がなく困っているので紹介したい」と言って、会社に訪ねてきました。これがたくさんの対象者との出会いのきっかけとなりました。それまでは、協力雇用主ということを知らずにそうした人々を雇っていましたが、協力雇用主とは、犯罪や非行をした人を雇用し、立ち直りを助ける雇い主のことと知りました。現

在では、毎年5人ぐらいは、保護司さんから相談があります。

実際に雇い入れたとき、一般の人と対象者の違いはほとんどありませんが、対象者の方は、指示待ちが多く、自分で判断して行動することが少ないと思います。指示されなくても自分の考えや判断で周りを見て考えて行動してほしいと思います。また、お金の管理ができない対象者が多いと思います。次の給料日までに全部のお金を使ってしまい、生活費がなくなると前借りしにくる状態です。毎月、前借りにくるので注意すると、「給料を落としてしまったのでお金を貸してください」とか、人によっては飲食店にツケを払わない言い訳として、「今月うちの会社で給料をもらえなかった」とうそをつく人もいます。このような対象者には、雇用主というよりも社会人の先輩として、お金の管理をしっかりすることが社会生活において大切であり、仕事をする上でも大事だと話をします。お金は計算して大切に使うしてほしいと思います。

協力雇用主になって良かったと思うのは、対象者が一人前の職人になったときです。入社した頃は弱々しく仕事もできないのですが、日々の頑張りで顔つきや体つきも変わり、頼もしい一人前の職人になっていくのが本当に楽しみでうれしいです。東日本大震災の時は、誰もが身も心もそして、街中もボロボロになりましたが、全国各方面から応援を頂き、本当に助けてもらいました。その中に、復旧のために頑張る対象者もたくさんおり、生きる勇気をもらいました。

協力雇用主として一番つらいのは対象者に仕事を辞められた時です。長続きしてもらうために仕事の内容や大変さを教えてから働いてもらうようにしていますが、残念ですが長続きする対象者は少ないです。仕事を辞める理由を聞くと、ただ何となくとか、理由がなく辞める人が多いと思います。1年以内に5人中4人ぐらいは仕事を辞めていきますが、残りの1人が社会復帰してくれるのでうれしく思います。あとの4人もうちにいた経験を生かしてほしいと思います。定着率が悪いので、保護観察官と保護司さんには本当に申し訳ないと思っています。

次につらいのは対象者が再犯で捕まったときです。真面目に働いて、更生し悪いことをしないように見えるのに、給料をもらい飲みに行き、恐喝などで捕まったときには本当に悔しいです。なぜ恐喝をするのか理解に苦しみます。

びっくりした話をしたいと思います。私が雇っていた元受刑者の職人が、解体ごみを運ぶため、協力会社のダンプが来るのを待っていたら、ダンプではなく乗用車でやってきたことがありました。理由を聞くとダンプの調子が悪いので、ごみを乗用車に積んでくれということでした。それを聞いて、侮辱されたと勘違いしたうちの元受刑者の職人が怒り、運転手を殴ってしまいました。そうしたら、その日の夜に、運転手は体中に包帯を巻いて、誠意を見せてくれとやってきました。私が「誠意とは何ですか」と聞いたら、「誠意は誠意だ。誠意を見せろ！」と怒ってきました。協力雇用主をやっているとトラブルは珍しくはないのですが、このときはとてもびっくりしました。

次は頼もしい話をしたいと思います。あるとき、私が雇っていた保護観察対象者が床の穴を利用して解体ごみを階下のダンプに積み込むため、キャリアダンプという室内用のダンプで作業していました。そのとき、無人のキャリアダンプが走り出してしまい下に落ちそうになったので、彼が飛び乗ったのですが、キャリアダンプと一緒に下に落ちてしまいました。脇腹を切り、入れ

墨のところから血が出ており、すぐに病院に連れて行きました。そのとき一言も痛いと言わず、「迷惑かけてすみません」と言われたときは本当に頼もしいと思いました。

よくいろいろな人から、「協力雇用主になって大変ですね」と言われます。逆に「何が大変ですか？」と聞き返すと、「刑務所や少年院を出た人たちを使って、何か問題がありませんか？」と聞かれます。「ありません」と答えると変な顔をされます。一般の人は「犯罪者はいつまでも犯罪者」と思い、そういう人を理解しようとしませんが、犯罪者だから悪い人とは限りません。悪いことをするつもりがなくても事件や事故に巻き込まれる場合もあります。過去は悪い人だったとしても反省し更生すれば今は悪い人とは限りません。そういう人たちを理解できる人が1人でも多くなってほしいと思います。

今まで協力雇用主を安心してやってこられたのは、トライアル雇用、身元保証など国の支援制度、保護観察官からのアドバイス、保護司さんからの相談、協力雇用主の仲間の協力、従業員からの応援、家族からの理解があったからです。そして山田建設を35年間やってこられたのは、元受刑者や保護観察対象者、保護司、更生保護関係者、皆様のおかげです。心より感謝しております。

最後になりますが、犯罪者だからといって差別しないで雇い入れることが再犯防止につながります。明るい社会を作ることに貢献できる、協力雇用主になって本当に良かったと思います。本日は御静聴ありがとうございました。

稲葉：山田さん、本当にありがとうございました。いつまでも犯罪者ではありません、はっきりと言っていただきました。私も非常に胸が熱くなって参りました。

○地域の人々の理解が不可欠

稲葉：さて、角谷さん、家族ぐるみで支援されているということで、もうこの家から逃げたいと思われたことはないですか？

角谷：逃げたいと思ったことはないですけども。

稲葉：定めと思ったとか…。

角谷：よく、怖くないですかと聞かれるのですが、本当に怖くありません。安定している人ばかりではないので、まあちょっと暴れたりする人もいますが、職員に対して何かをしてくるということは絶対にありません。精神的な症状が出てしまい、ちょっとこう……暴れてしまったりとか、不満があってそれをぶつけてきたりということはあるんですが、本当にこちらに殴りかかってくるとか、そういう経験はありません。ちょうど昨日も、ちょっと騒ぎを起こして自分で救急車を呼んだ人がいまして、やはり騒然としてしまいますし、かえって入所者の皆さんが「大丈夫ですか、

大丈夫ですか」って言いに来てくれる状況でした。だからといって怖いということはなく、慣れもあるかもしれないのですが、その人がなぜそういうことをしたのかということの方が気になります。その人の場合は、退所が近づいて不安になったために不安定になったのです。こうしたことはないことはないのですが、逃げてやるとか、やめてやるとか、そのようなことはありません。

稲葉：ありがとうございました。

横山さん。先ほどお話しいただいた事例は、しっかりと支援してうまくいった事例だと思えますが、横山さんももう30年ぐらい保護司さんをしており、うまくいかなかった事例もあると思います。その中で、もう少しこんなことがあればうまくいったのでは、というようなことがあれば、若干事情も交えてお話しいただきたいのですが。

横山：少年院から出たとき、あるいは刑務所から仮退院するときには、やはり引受人というのが必要です。御両親だとか奥さんだとかがそれになるわけですが、時々、引受けを拒否されるときがあるのです。例えばお兄ちゃんが少年院から帰ってくるけれども、妹が高校受験のためにもう少し少年院に入れておいてほしいとか、まあ色々あるわけです。性犯罪の再犯者の場合、恥ずかしくてしょうがないからもう引き受けるのは嫌だと言われる例もあります。

例えば最近の例では、16歳の少年が、再犯に次ぐ再犯を続けているので、実母がもう引き受けたくない、どこか施設が何かに行ってもらってほしいと拒否したケースがありました。よく話を聞きますと、近所で同級生の親たちが「もうあの子は帰ってきてほしくない」といったうわさを陰でしており、それが回り回ってお母さんの耳に入ってしまったのです。そんなこともありますし、やはり地域の理解がないといえますか、自立更生に協力してくれない地域というものがあるように思います。地域の安全・安心というのは、地域の人たちが再犯を起こさないように温かく迎えることが大事だと思います。結果的にそれが犯罪の減少につながりますから。そういうことを“社会を明るくする運動”の集会などで説明したりします。

少し話がずれますが、「何で加害者を支援するのか、被害者の方が本当に困っているのに」という意見をよく聞きます。先ほど申し上げたように、加害者の支援をすることによって再犯をしないようにすること、それが結果的に地域の安全・安心につながるという説明をさせていただくのですが、なかなか地域の理解が得られないことも多々あります。

稲葉：実際、犯罪や非行をした人の引受人というのは、引き受けたいと思っただけでもなかなか難しいことがあります。同時期の事件ですと新聞に載ったりして大体分かってしまうことも結構あります。そうすると、「いつかまた本人が家に戻ってくるのではないか」、「あんな子はここに戻ってきたら嫌だ」などと周りの人がささやき合ったりすることがあります。それが引受人の耳にも伝わってしまうと非常に居たたまれない気持ちになります。保護司さんはそれをしっかりと支えていただくわけですが、場合によればそういうような声に負けて引受人自体もどこかへ行ってしまおうということにもなりかねません。また、引受人がどこか他の土地へ行っても、今はいろん

な情報が容易に流れてしまいますから、そうそう簡単にうわさが途切れることがないかもしれません。私たちが支援している、犯罪や非行をした人、あるいは引受人、家族は、そのような社会で生きていかねばなりません。いかに周りの人の支援が必要なのかということが、具体例を聞いてお分かりいただけたのではないかと思います。

角谷さんも先ほどいろいろさらっと御報告いただきましたけれど、施設というのは大変なところだと私は承知しております。うまくいかなかった事例、もう少しこういうことがあればうまくいったかなということがあれば、少し事例を交えてお話いただけますでしょうか。

角谷：薬物事犯の入所者を多く受け入れている施設なので、先ほども少し言いましたように、ちょっと精神症状が出て突飛な行動をしてしまったり、幻聴や幻覚が見えるという人もとても多く、「つらい」「どうしたら良いか」「苦しい」といったふうに訴えてきたりすることがあります。病院を受診したいと思っても、正直に「薬物の症状が出ているので診ていただきたい」と伝えると断られることが実はとても多いのです。いくつかの病院に電話しているうちに、「職員が同行するのであれば来て良い」といった回答を頂くこともあります。現在では、近隣の病院にうちの施設のことも理解してもらい診ていただいているのですが、彼らが退所した後、幻覚が出てしまって苦しくなって自分で病院にかかりたいと思っても、やはりそういう思いをすることがあるのだらうと思います。そこでまた良くない方向に行ってしまうたり、再犯してしまったりということが推測できます。これからは受け入れてくださる病院も増えると聞いていますが、やはり病院で受け入れやすくなるとありがたいと感じております。

稲葉：ありがとうございます。去年の6月から新たに、薬物事犯者処遇を主眼にした、「刑の一部執行猶予制度」ができました。今までの刑罰というのは、刑務所に入るか入らないかということでした。刑務所に入るのは死刑、無期、懲役、禁錮などであり、入らないのは罰金や執行猶予などです。執行猶予というのは、社会の中で生活することを認め、一定の定められた期間、刑罰法令に触れる行為をしなれば言渡しがなかったことになるという制度です。それには保護観察が付くこともあります。

薬物事犯者の場合の話をしてします。今までは、懲役何年ということで刑務所に入り、その後仮釈放となり、社会に出て概ね3か月程度の保護観察を受けることが多いのですが、薬物事犯者の場合、刑務所に入っている間は薬物に接することができないので、当然、断薬ができるわけです。ですから出てきてからが勝負なのですが、今までですとその出てきている期間、私たちが関与できる期間が、今申し上げたような例ですと3か月程度で終わってしまっていたのです。私たちは、出てきてからの勝負の期間にできるだけしっかり彼らを支援したいと思います。最終的には私たちが権限を持って関われる期間が終わった後も彼らが自らの手で断薬に関する営みを続けていける力を付けさせる訓練の期間をできるだけ長く持てないかと考えていました。その訓練の期間は、私たち保護観察所の観察官だけではなく、地域の、今お話がありましたような病院——薬物事犯者の支援に協力してくださる病院が非常に少ないのですが——、精神保健福祉センターの方、保

健所の方等、薬物に関するプログラムをやって本人の改善・更生を支援して下さる方々の協力が必要です。しかし実はそうしたことが順調には広がっていかないという状況にあります。

刑の一部執行猶予という制度は、私たちが関与できる期間を長くすることができます。この制度の下では、一部は刑務所に入り、残りの期間については最大5年間、執行を猶予することができます、その間、保護観察を付けるということになります。

例えば最初の1年間刑務所に入所し、あとの5年間は執行猶予で保護観察を付けるとすると、その間に私たち、あるいは地域の医療、保健福祉機関の方が関わって彼らを訓練することができ、そしてその期間が終了したら自分で歩めるようになる、そういう仕組みが生きてくることになるわけです。厚生労働省の方からもいろいろと御協力を頂いて進めているわけですが、この制度が本当に実効を発揮するためには、もっともっと私たちも頑張っていかなければならないということ、今のお話を聞いて感じた次第です。

それで、山田さんの方からも、今までもたくさんの人を雇われたという話をお聞きましたが、失敗事例といますか、対象者が世間の冷たい風を受けてなかなかうまくいかなかったというようなことがあればお聞かせいただけませんか。

山田：協力雇用主会を作るために、いろいろな会社を訪問し協力雇用主になってもらえるようお願いをしますが、「刑務所や少年院を出た人たちを雇い入れると何をされるか分からない」という理由で断られることが一番多かったです。そして、「そういう人たちを雇い入れると、今までの職人も刑務所や少年院を出た人たちと一緒にされかねない」という理由が二番目に多いように感じます。概して犯罪者を理解して雇い入れてもらうのは本当に難しいと思います。

稲葉：ありがとうございました。山田さんは協力雇用主で会社の会長さんでもありますが、協力雇用主の方々の集まり、就労支援事業者機構の役員も務めていただいています。私も、各都道府県の組織を新たに立ち上げるときに関わらせていただいたことがあります。本当に山田さんがおっしゃったとおりの難しさを感じました。例えば、最初の設立総会をする機会にお集まりになる人の名簿を作りますが、協力はするけれども名前を載せないでほしいというような御発言もあるのです。公式の設立総会なので名簿を作るとそれが外に流れることになってそれは困るがまあ協力はする、犯罪者や非行少年はちゃんと雇いますと、そうした気持ちの人々です。協力する気持ちはあるのだけれど、名前が表に出てしまうと自分の会社あるいは従業員がどんな目で見られるか、会社の景気がちょっと下がってくるとか、従業員が非常に辛い思いをすとか、製品に対して不信が生まれるとか、いろいろな思いがやはりある。これは、その会社の社長さんの考え過ぎということではなく、やはり世間はなかなか厳しいところがあり、そういうことを言ったりやったりしてしまうというのが現実です。こうしたことを一つずつ改めて行かないと、なかなか犯罪をした人や非行少年に対する偏見がなくなりません。実際にそうした人々に関わって共に歩めばそんなことはないということははっきりするわけですがなかなかそこまで行きません。一つ一つ、一人一人、そういう理解者を増やしていきたいと思っております。

山田さん、その辺りは御自身の会社ではどうでしょうか。

山田：従業員の3割か4割はそういうところの出身の人なものですから、何も感じないようですね。少年院出身の子どもを使うと、そのことを内緒にしてほしいと言われてたりしますし、自分では言わないのですが、「会長の紹介だということはそういうところを出た人なのだろう」という感じですから、「少年院を出た人だということを知られないようにするのは難しいなあ」「俺の紹介だと少年院出身者となってしまう」という感じで……しゃべりはしないのだけれど……

稲葉：そうですね。協力雇用主さんというのは、単に従業員を雇うだけでなく今のような御苦勞もあります。対象となる人は、やはり教育を十分受けてないということもあるのかもしれませんが、なかなか常識も育っておらず、挨拶ができなかったり、人付き合いがうまくできなかったりということがあります。もちろん能力やスキルがあまりないということもあり、そんな中で雇う御苦勞が非常にあり、単に従業員を雇うのではなくて全部丸抱えで面倒を見るという感じです。だからこそ御苦勞が非常に多いのです。先ほど就労支援のメニューのことなども御紹介いただきましたが、これも厚労省と協力をしながら一つ一つ積み上げて、法務省としても様々な支援策を講じているわけですが、さらに充実させていきたいと思っております。

角谷さんは民間の施設ですがたまたま東京拘置所の横という立地なので、巨大な拘置所と比べれば「出て行け」とは言われにくいかもしれませんが、地域の方々からそういうことを言われることはありますか。また、地域の方々に対して配慮されている点はありますか。

角谷：当施設は古くからあり、近隣の住民の方たちよりも先に住んでいるということも幸いしています。また、真哉会は駅から東京拘置所に行く間にあるので、東京拘置所に面会に行く方が多くいます。面会者の方々にはいろいろな方がいますので、それこそ暴力団の人などもたくさん行き交っているところなのです。その中ではうちの寮生たちはあまり目立たないというちょっとラッキーなところもあります。

それでもやはり先ほどの話のように救急車を呼んでしまったり、パトカーを呼んでしまったりということもありますので、近隣の方にはその度に御説明します。あとは町内会の役員になるとか町内会の行事には積極的にお手伝いに行くとか、やはり近隣の方との関係は大切だと思っております。先ほど言いましたように夜中にうちの人たちがうろうろすることのないようにするとか、住居の裏手に住んでいる方が多いのでそちら側には窓を作らないとかいった配慮はやはり必要と考え、そのようにしています。

稲葉：ありがとうございました。単に受け入れるだけでなく他にもいろいろな御苦勞をされているということですね。全国に今、103の更生保護施設がありますが、建物が老朽化してくると建て替えや補修が必要になります。建て替えのために一旦建物を壊した瞬間に建築禁止の仮処分があって建てられなくなるということもあります。特段大きなことがなくても、できれば自分の

そばからどこかに行ってもらいたいと思っている地域の方々がいるかもしれません。更生保護施設の方々には、そういう方が増えないよう理解を得るために日々、角谷さんがおっしゃったようないろいろな取組をして、何とか地域の中で生活をしていく御努力をされているということです。

横山さん、いかがでしょうか。

横山：立ち直りには、直接更生保護に係わる人たちだけでなく、福祉、医療、教育等、地域の人たちの様々な支援が必要だと思います。その中の一つ、就労支援について御紹介したいと思います。

大田区保護司会と大田区との間で、就労支援協定というのを結びました。それにより、大田区が、私たちが扱っている少年を6か月間、区の職員として臨時雇用しています。6か月经つと、新しく保護観察所の方から少年を御紹介いただいて6か月間また務めていただく、そんなことをもう何回か繰り返しています。雇用していただいた中に、どうしても全日制の高校に行きたいという子どもさんがいて、大田区の職員さんが仕事が終わってから毎日毎日、英語や数学等を教え、見事、全日制高校に入ったという事例がございます。こういった地道な活動も必要だと思いますし、是非とも全国の行政が保護司会とこのような就労支援協定を結び、支えていただきたいと思っています。

先ほど山田会長の話を伺っていて、保護司さんよりもっと大変だなと思いました。保護司は一定の期間、保護観察すればそれで終わってしまいます。まあ心残りは心残りで、その後どうしたかなあ、などと思います。山田会長の場合は、それをずっと雇用していくわけですからなかなか大変だと思います。

先ほども話したように、貧困が主な原因で学力が低下している子どももいます。そうすると、最近例えば建設業でもいろいろ重機とかそういうものを使いますので、やはり通信簿がオール1ではだめなのですね。私どもが扱った子どもたちの中でも、何回挑戦しても自動車教習所で運転免許が取れない者もあり、なかなか苦勞しているところです。そういうふうにやはり最終的には貧困というのは大きな問題です。6人に1人は貧困家庭などと言われておりますが、貧困の連鎖を断ち切るということで、大田区でも今、子どもの貧困対策に関する計画を策定中ですし、国の方でも生活困窮者に対し、いろいろなことをやってらっしゃいます。貧困の連鎖というものを何とか断ち切ることが、犯罪予防ということにもつながると思いますので、是非何とかそのシステムを作ってほしいと常々思っております。

○再び罪を犯さないために

稲葉：ありがとうございました。

まだまだお話を伺っていききたいところですが時間も差し迫ってまいりました。

今の非常に厳しい社会、冷たい状況の中で生きていく対象者、それを支える方々の活動の状況について、御報告いただきました。ある程度御理解を賜ったと思います。

皆様をお願いをしたいと思います。皆様のお手元に人権擁護局が出しているパンフレット『人権の擁護』が配られておりますが、これは必ず帰って読んでください。この中にいろいろな人権課題が挙げられています。私は幸いなことに、このようないろいろな人権課題について、小学校から中学校まで、きっちり学校の授業の中で学ぶことができました。非常に良かったと思っています。そして、更生保護活動の対象者のような、差別や偏見を受けやすい人たちとも友人になることができました。今でももちろんつきあっていますが、そういう人たちは今社会の中で、会社の社長さんをしたり、あるいはドクターをしたり、いろいろなことで活躍しています。そういうことで今は、私もそれなりに勉強したと思うのですが、やはり弱い自分というものがあ、常に自分の内なる心と向き合っていないとぶれてしまうということがあります。是非ともお願いしたいのは、同僚の皆さんになかなか言いづらいことではありますが、まずは自分の心の中と常に向き合い続けていただきたいと思います。それが第1点です。

第2点は、今年の12月14日に、法律第104号で、「再犯の防止等の推進に関する法律」というのが施行されていますがそれについてのお願いです。報道等では、日々犯罪がたくさん起こっているように見えますが、実はそうではなくて平成16年をピークに刑法犯の認知件数で言えば十何万件以上、がくんと下がってきております。ただ、それは初犯者、初めて犯罪をした人の数が減っているだけで、2回目以上、再犯者の数というのは余り減っていないのです。平成27年でいうと、再犯者の割合は48パーセントぐらいで、全体の検挙人数で見ると初犯者と再犯者は半分半分ぐらいの割合にまでなってきているという状況です。その中で、再犯を防ぐために（一度罪を犯した人を）しっかりと支えなければならないということが課題となり、今年の末にそういう法律が新たにできました。

再犯防止等推進法は、再犯防止の施策の基本的な理念をきっちりと定めるとともに、国や地方公共団体が計画的に施策を進めていくということとしております。既に施行されておりますので、国としても各省庁の方々が一緒になって、再犯防止の計画をまず立てるという作業を進めているところです。その計画がある程度まとまれば、それをもとに地方公共団体の方が自分たちはどうい、計画を立てるのかということになります。その上で、国の計画の履行状況、施策がどれくらい進んだかということを経年国会で報告することにもなっています。

そのような枠組みの中で、今日お話ししていただいた3人の方々のお話でもお分かりのとおり、再犯を防止するためにはいろいろな観点が必要だということを御理解いただけたと思います。横山さんには教育あるいは経済、貧困の問題、角谷さんには住居の問題、山田さんには就労の問題を取り上げていただきました。この計画では、法務省所管の業務はもちろんですが、今日おいでいただいた各省庁の皆様の所管であります、教育の充実、職業・住居の確保、医療・保健・福祉サービスの提供等、再犯防止に非常に資すると思われる重要な事項については必ず触れて計画を策定することになっております。どうぞ、今日のお話を十分踏まえていただき、今担当されている業務、あるいはこれから担当されるであろう業務にも思いを致していただき、再犯防止の取組——まずは計画への参画ということですが——を進めていただければと思っています。

私たちももちろん皆さんと一緒に、犯罪や非行をした人を排除しない、孤立させない、

もういっぺんやり直せる社会作りに一生懸命取り組んでまいりますので、皆様におかれましてもどうぞよろしく御協力をお願いしたいと思います。

それではせっかくでございますので、一言ずつ、今日のパネリストの方々から今回の御感想、あるいは言い残したことがあればお願いしたいと思います。横山さんからお願いします。

横山：大田区保護司会など特に都市部の保護司会では、保護司の充足ということが喫緊の課題になっております。なかなか保護司になっていただけないということなのです。プロジェクトチームを作り、退職校長先生の会だとか社会福祉医師会の皆さんとかいろいろなところで探しているのですが、なかなか手がありません。やっていただくと非常にやりがいがある仕事なのですが、保護司には、66歳までになることができ、76歳が定年ですが、是非、皆さんもお仕事が終わったら、あるいはお仕事をしながらでも、保護司になっていただきたいと思います。これをお願いしたいです。私どもの会でも、区の職員の方になっていただいている方もおります。やりがいのある仕事ですので、本当にいろいろな少年や大人がおりますが、是非、お願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

稲葉：ありがとうございました。実は国家公務員の方でも保護司の方はたくさんおられます。国で仕事をしながら自分のお住まいの方では地域の隣人として彼らを支えていただいている方がたくさんおられますので、どうか皆様もよろしく願いをいたします。

では角谷さんお願いします。

角谷：今日は貴重な機会を与えていただきましてありがとうございました。横山さん、山田さんのお気持ちを伺って、それから「チェンジング・ハート」に出演の皆さんも素晴らしい思いで活動されていることが分かり、同じ更生に携わる者としても心強く感じ、私たちもまだまだ、これからますます勉強をしてできることをやっていきたいと奮起いたしました。ありがとうございました。

稲葉：ありがとうございました。山田さんお願いします。

山田：はい、学歴も力も何にもない自分がここにいるのが信じられません。今日は自分の人生にとって忘れられない最高の1日になりました。本当にありがとうございます。

稲葉：以上をもちまして本シンポジウムを終了させていただきます。どうも長時間ありがとうございました。